



県立特別支援学校の 体験入学

愛知県教育委員会では、来年度に小・中学校、高等学校入学予定で障がいの可能性があると思われるお子さんとその保護者の方を対象に、特別支援学校の様子を知っていただくために体験入学を実施します。次の体験入学日以外にも、随時相談を行っていますので、お気軽にご連絡ください。

【知的な発達に遅れや情緒に障がいのあるお子さん】

●期 日

9月8日(火)・10月7日(水)

●会 場

佐織特別支援学校

☎ 3712061

【手足の不自由なお子さん】

●期 日

9月11日(金)・10月15日(木)

●会 場

一宮特別支援学校

☎ 058617814635

【病気で療養しているお子さん】

●期 日

7月14日(火)・10月22日(木)

●会 場

大府特別支援学校

☎ 056214815311

詳しくは、直接体験入学先の学校へお問合せください。

「環境マネジメントシステム普及促進セミナー」及び「エコアクション21 認証取得支援研修会」の参加者を募集します。

「エコアクション21(EA21)」は環境省が策定し、普及を進めている環境マネジメントシステムで、中小企業の方々が容易に取り組めるよう工夫されています。

愛知県では、企業の方々の環境配慮の取組を推進するため、EA21の取得メリットを説明するセミナー及び認証取得のための研修会を開催します。

●日時と会場

①名古屋：7月7日(火)

愛知県東大手庁舎2階 愛知県生涯学習推進センター 研修室(名古屋市中区三の丸三丁目2番1号)

②豊橋：6月29日(月)

愛知県東三河総合庁舎 301会議室(豊橋市八町通五丁目4番地)

※両会場とも午後2時～4時

●内 容

セミナーではEA21導入のメリットや、事業者の方による取組事例を紹介します。

※参加費無料 ※セミナー終了後、希望者の方には個別相談会を実施します。

●対 象

環境経営に関心のある方(各会場50名)

●申込期限

6月15日(月)必着

【研修会】

●日 時

7月23日(木)、8月20日(木)、9月17日(木)、10月22日(木)、11月19日(木)、12月17日(木)の

全6回 各回とも午後1時30分～5時

●会 場

①名古屋：愛知県東大手庁舎1階 あいち環境学習プラザセミナー室(名古屋市中区三の丸三丁目2番1号)

②岡崎：愛知県西三河総合庁舎 703会議室(岡崎市明大寺本町一丁目4番)

③豊橋：愛知県東三河総合庁舎 301会議室(豊橋市八町通五丁目4番地)

●内 容

全6回の研修会に参加することで、EA21審査人から認証取得のための具体的なアドバイスを受けることができ、受講から8ヶ月程度で、審査を経て認証を取得することができます。※参加費無料

●対 象

EA21の認証取得を希望する事業者の方(各会場20社)

●申込期限

7月10日(金)必着

●申込方法

愛知県ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/0000081126.html>)に掲載されている参加申込書を記入し、愛知県環境部環境活動推進課まで、ファックスまたはメールで送信してください。

●申 込 先 ・ 問 合 せ 先

愛知県環境部環境活動推進課

☎ 052-954-6241 FAX 052-954-6914 メール kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp

春の全国交通安全運動を実施します

春は、新入学(園)児が通学(園)に慣れて、行動範囲が広がることから、交通事故の発生が心配されます。

また、気候もよくなり、行楽などで自動車や自転車を使ったり、高齢者が外出する機会が増えたりして、交通事故の危険性が高まります。

県民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通事故の防止に努めましょう。

●期間

5月11日(月)～20日(水)の10日間

●運動重点

- 子どもと高齢者を交通事故から守ろう
- 自転車の安全利用を進めよう
- 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- 飲酒運転を根絶しよう

●問合せ先

愛知県県民生活部地域安全課
052-954-6177

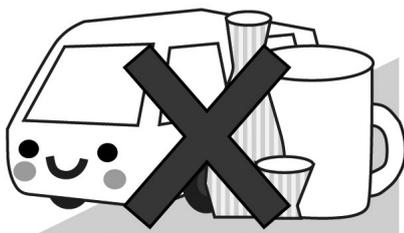
(ダイヤルイン)

FAX 052-954-6910

●ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/chiki-anzen/koutu/index.html>

STOP! 飲酒運転



飛島村消防団

幹部・新分団長の紹介をします

微力ではありますが、職務の重責を自覚し消防団の使命達成に専心努力する所存であります。



団長 (中用水)
川瀬 浩一

副団長 (東新政)
山田 由樹

副団長 (古台)
青木 慎弥

第2分団



川口 淳

地域の防災、安全のため、団員と共に力をあわせて取り組んでいきます。

第1分団



加藤 勲

地域の皆様方の安心、安全のため、団員と力を合わせて頑張ります。

本部分団



久野 聖二

飛島村の防火・防災のため団員と共に力を合わせて頑張ります。

第7分団



久野 誠

地域の皆様の協力をいただきながら、団員と力を合わせ頑張ります。

第6分団



林 正憲

分団長として団員をまとめたり、他の分団と協力したりして、地域のためにかんばりたいと思います。よろしくお願いします。

第5分団



新海 哲也

地域の皆様の安全、防災のため頑張りたいと思います。

第4分団



服部 崇

団員と共に力を合わせ、地域の皆様の安全を守ります。

第3分団



肱黒 和斗

地域の防災のため団員と共に頑張ります。よろしくお願いします。



農地中間管理事業による農地の出し手を募集しています

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（機構）が農地の出し手から農地を借り受け、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとする担い手に貸し付けることによって、農地の有効利用や地域の農地利用の効率化を進めていくものです。

現在、農地の出し手を募集していますので、希望される方は経済課へ申込みをしてください。

●募集期間

随時受付

●借受条件等

- ・対象農地は農業振興地域内の農地となります。
- ・遊休農地など受け手が見込まれない農地は借り受けできません。
- ・機構への貸付期間は10年以上が基本となります。
- ・農地の貸付先（受け手）は、機構に一任していただきます。
- ・申込書を提出されても、機構が正式に借り受ける（契約）までの間は、ご自分で農地を管理していただきます。

●申込方法

農用地貸出希望申込書（経済課にあります）を経済課へ提出してください。

●機構集積協力金

農地中間管理事業を活用して農地を貸し付けた場合、次の協力金が受けられる場合があります。

経営転換協力金

農地を機構に10年以上貸し付け、かつその農地が機構から受け手に貸し付けられると協力金が交付されます。

【対象者】

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない方

【貸付面積と交付単価】

- 0.5ha以下 30万円/戸
- 0.5ha超2ha以下 50万円/戸
- 2ha超 70万円/戸

耕作者集積協力金

機構の借受農地に隣接する農地を機構に10年以上貸し付け、かつその農地が機構から受け手に貸し付けられると協力金が交付されます。

【対象者】

機構の借受農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸し付けに協力した農業者

【交付単価】

2万円/10a

協力金の交付を希望される方は、「人・農地プラン」に位置付けられる必要があります。平成27年度に協力金を受けたい方は6月30日（火）までに農地登録申込書（経済課にあります）を経済課へ提出してください。

●問合せ先

開発部経済課

家具転倒防止補助金

地震災害などにおいて、家具等の転倒・落下による負傷を防ぐための防止器具を購入、設置する際に1世帯につき、1回に限り補助を次のとおり実施しています。

●対象者

村内に住所を有する方（住民基本台帳に記録されている方）

●対象となる物

置き型の家具の転倒を防止するために必要な器具（L型金具、突っ張り棒、粘着マット等）や窓等のガラス飛散を防止するため有効なフィルム

●補助率

購入金額及び設置費用の4分の3の額、または20,000円のいずれか低い額

●問合せ先

総務部総務課

